

資料4-1

平成25年6月28日  
入札監理小委員会  
国土交通省

# 旧建設弘済会等における発注者支援業務等からの 計画的な撤退について(事業譲渡に伴う今後の方向性)

# 目次

1. 報告趣旨	-----	p 1
2. 主な経緯	-----	p 2
3. 撤退にあたっての考え方	-----	p 3
4. 事業譲渡の形態	-----	p 4
5. 東北地域づくり協会における事業譲渡の主な経過	-----	p 5
6. 東北地域づくり協会における事業譲渡の結果	-----	p 6～
7. 事業譲渡に伴う今後の方向性	-----	p 9

# 1. 報告趣旨

- 発注者支援業務等（発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務）について、民間による競争の促進及び公益法人改革の観点から、国土交通省は、原則として全て民間事業者から調達することを目指すこととし、旧建設弘済会等に対して、当該業務から計画的に撤退することを要請（平成22年7月）。
- 当該業務等は民間競争入札のプロセスを経ており、この要請に基づき、自らの技術・ノウハウの継承と職員の雇用確保を図りつつ、旧建設弘済会等が受注者となった業務は、平成24年度後半から既に民間事業者に事業譲渡を開始。また、残る業務も平成28年度頃までに、順次事業譲渡を実施予定。
- 事業譲渡した場合、契約の相手方が途中で変更するため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」における「契約の変更」（同法第21条<sup>注1</sup>）及び「欠格事由」のうち暴力団排除（同法第10条第4項<sup>注2</sup>）、同条第6項～第9項、同法第15条）に関する規定への対応について報告させていただくもの。

注1) 公サ法 第21条(契約の変更)第2項

国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

注2) 公サ法 第10条(欠格事由)第4項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者

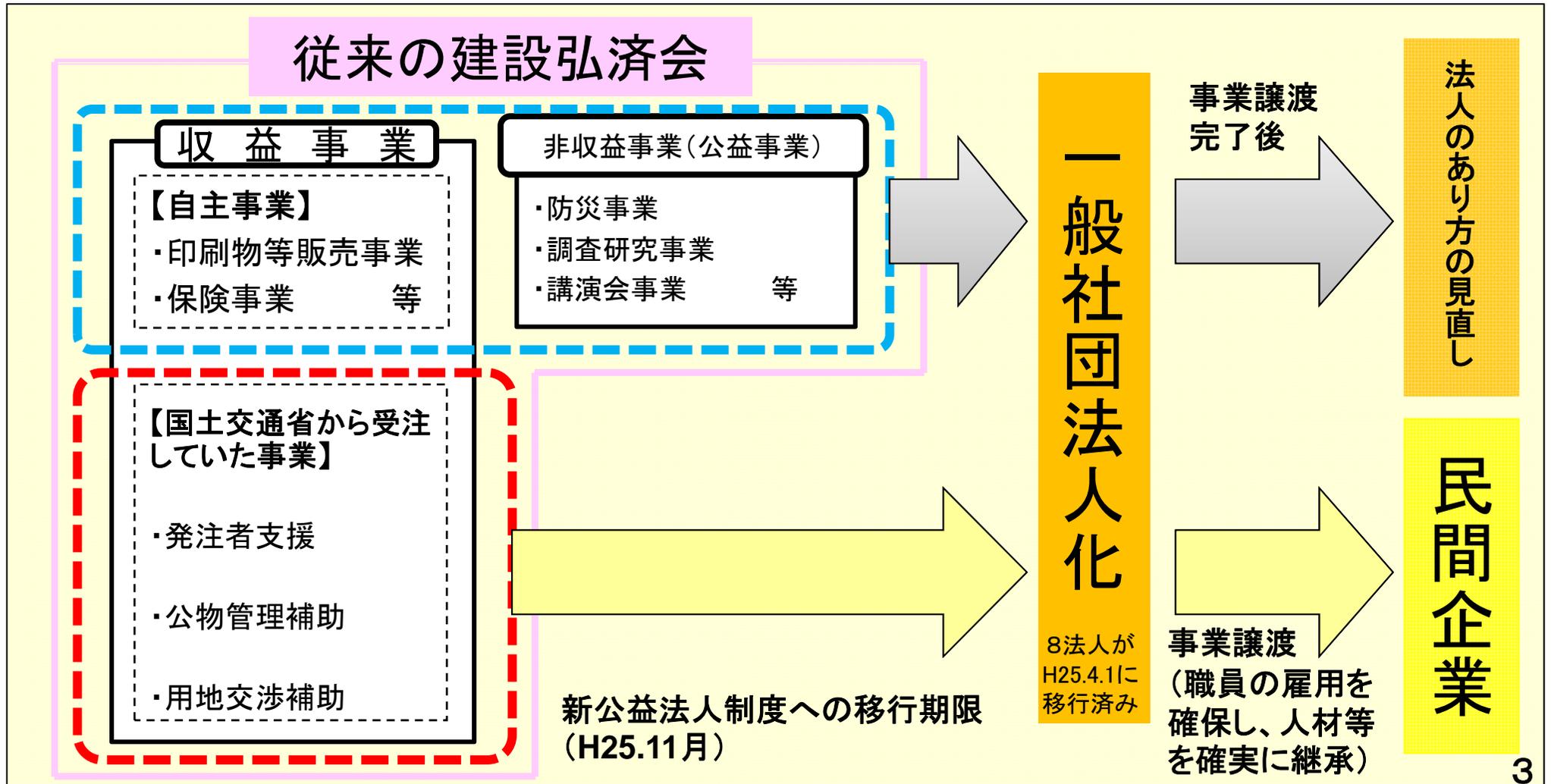
## 2. 主な経緯

政府からの要請等	旧建設弘済会等の対応
<p>○ <u>行政刷新会議「事業仕分け第2弾」(平成22年5月24日)</u>            道路、河川、ダムにおける発注者支援業務等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関を競争的に決定</li> <li>・不要資産の国庫移管</li> <li>・更なる民間参入促進の方策検討</li> </ul> <p>○ <u>発注者支援業務等の調達に係る改革の方向について</u>  <u>(平成22年7月6日)</u></p> <p>民間による競争を促進する観点及び公益法人改革の観点から、大臣が発表し、以下の要請を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て民間事業者から調達することを目指し、建設弘済会は<b>発注者支援業務等から計画的に撤退</b></li> </ul> <p>○ <u>「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」            整理とりまとめ(平成23年3月10日)</u>            外部有識者の助言を得ながら、以下の視点を踏まえて課題等を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者支援業務等に係るノウハウをできる限り円滑に民間事業者に承継していくこと</li> <li>・計画的な撤退に当たって、できる限り職員の雇用を確保すること</li> </ul> <p>○ <u>建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の継承を認める場合の考え方を整備局あて通知 (平成23年3月30日)</u>            上記の検討チームによる指摘を踏まえ、本通知を各地方整備局あて発出し、さらに整備局より旧建設弘済会等に対しても周知。</p>	<p>○ 総会にて、<b>発注者支援業務等からの計画的撤退の方針</b>を決定(平成23年5月)</p> <p>○ 総会にて、<b>撤退の方法及び時期</b>を決定 (平成24年5月)</p> <p>○ 8つの旧建設弘済会等が一般社団法人に移行            (平成25年4月)</p>

### 3. 撤退にあたっての考え方

「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」において、以下が提言された。

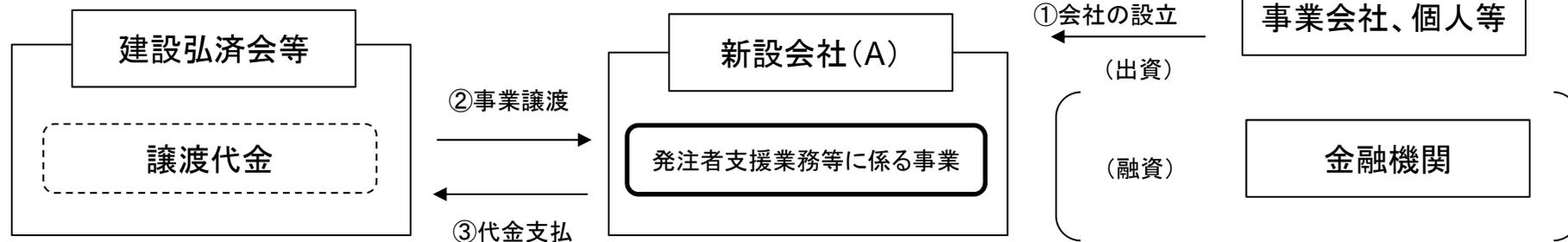
- 公共事業の適切な実施のため、これまで建設弘済会が培ってきた人材・ノウハウは民間企業に確実に継承されることが必要。
- その際、できる限り職員の雇用を確保することが必要。



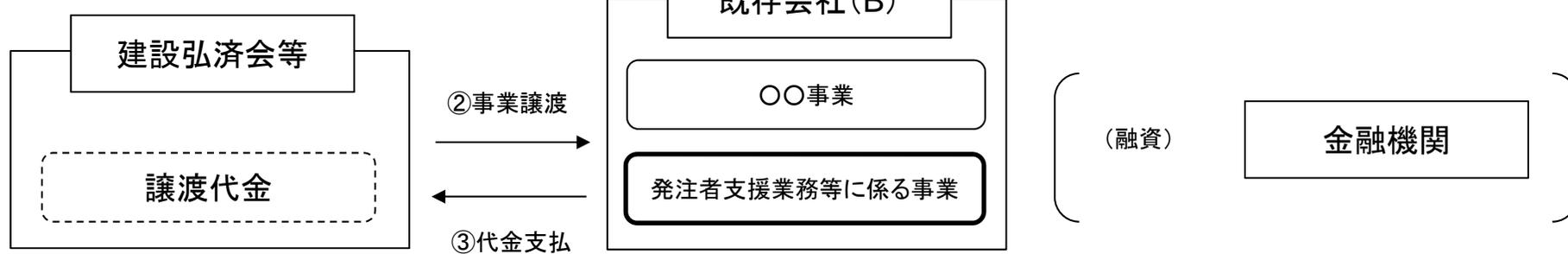
# 4. 事業譲渡の形態

「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめで示された3つの事業譲渡の形態

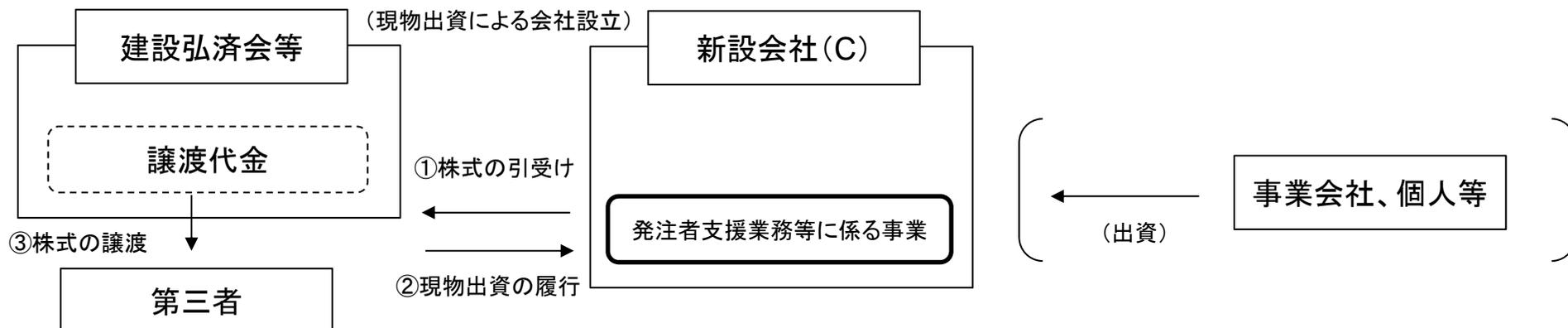
## ア. 新設会社を譲受人として事業譲渡を行う方法



## イ. 既存会社を譲受人として事業譲渡を行う方法



## ウ. 現物出資して会社を新設し、対価として取得した株式の譲渡を行う方法



# 5. 東北地域づくり協会における事業譲渡の主な経過

譲受人の選定にあたっては、透明性及び公平性を期すため、官報により公告し、譲受人を公募するとともに、外部有識者からなる第三者委員会を設置し、譲受人の探索方法や選定方法等について意見を伺った。

## ◆（一社）東北地域づくり協会（旧（社）東北建設協会）の事業譲渡経過

年月日	事項	内容
平成24年8月3日	譲受人選定委員会設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲受人の探索</li> <li>・選定方法について</li> <li>・譲受人の評価方法について</li> </ul>
平成24年8月17日	官報公告	・事業譲渡につき譲受人募集のお知らせ
平成24年9月27日	譲受人選定委員会	・譲受人として応募があった10者について適格者4社を選定（譲渡対象事業を含む）
平成24年11月1日	官報公告	・譲受人選定結果のお知らせ
平成24年12月3日	事業譲渡契約締結	・譲受人4社と事業譲渡契約を締結
平成24年12月13日	事業譲渡	・譲受人4社に29業務を譲渡、職員171人が転籍

### 「発注者支援業務等の事業譲渡に伴う譲受人選定委員会」【委員名簿】

区分	氏名	役職等
委員長	平山 健一	元岩手大学学長
委員	浦井 義光	弁護士
委員	村山 秀幸	公認会計士・税理士
委員	川村 志厚	経営デザイン研究所代表
委員	柴田 健二	日刊建設通信新聞社東北支社長

## (1) 譲受人の選定

譲受人選定委員会においては、応募があった10社を対象に、東北地域づくり協会の現状の雇用条件を勘案しつつ、提出資料とヒアリング結果に基づき、18の評価項目を基に総合的に評価を行い、厳正な審査を行った。(次頁に評価項目及び評価内容を示す)

その結果、4社を適格者として選定し、選定結果を官報にて公告した。

### ■ 選定者一覧

- (株)岩手パブリック
- (株)シビル設計
- (株)パスク
- みちのくコンサルタント(株)

## (2) 暴力団排除にかかる審査

旧(社)東北建設協会の譲受人である4社は、事業譲渡年度の他の業務(事業譲渡に関係しない案件)を受注しており、当該業務の落札予定者となった時点で、暴力団排除条項に基づく審査を受け、問題が無いことから契約に至っているものである。

なお、国土交通省と警察庁の間で締結した合意書(「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」H24.3.19)に基づき、各都道府県警本部から暴力団関係業者として入札排除要請があった場合の情報について、大臣官房会計課長名(以下、官房会計課長通知)で省内全ての発注部局あてに同業者を排除するよう通知しているところであり、その通知に基づいて該当の有無について確認を行い、問題が無いことを確認したうえで、権利譲渡の相手方として承認している。

# 6. 東北地域づくり協会の事業譲渡の結果(2/3)

東北地域づくり協会の譲受人選定における評価項目及び内容

区分	番号	評価項目	評価内容
会社の基本情報	1	会社の経営理念・経営方針	・経営理念・経営方針が妥当か (東北の歴史・文化・創造、東日本大震災の復旧・復興等)
	2	東北地方における活動の拠点	・譲受希望業務地域内に本社・支店・営業所がある ・業務受注実績の大半が東北地方におけるものである
雇用条件	3	職員が希望する勤務条件への対応方針	・職員が希望する勤務条件(勤務地及び業務)への対応方針が妥当であるか
	4	職員の継続雇用の方針	・職員の継続雇用期間が妥当であるか ・業務受注が縮小した場合の雇用対策が妥当か
	5	受け入れする職員の範囲	・譲渡業務従事職員の雇用人数を満足するか(管理部門除く)
	6	管理部門職員の受け入れ方針	・管理部門職員の受け入れ方針は妥当か
	7	雇用条件	・雇用条件は妥当か
会社運営	8	協会との取引関係等	・不誠実な行為等の有無
	9	CSR(企業の社会的責任)の方針	・CSR(企業の社会的責任)の規定の有無・取り組み状況
	10	情報管理の方針	・情報管理に関する規定の有無、取り組み状況および情報マネジメントシステム(ISMS)導入状況・予定
技術力	11	技術力確保・向上の方針	・社員教育の実施状況、技術マニュアル等整備状況、資格取得支援策の有無、品質マネジメントシステム(QMS)導入状況・予定
業務実績	12	発注者支援業務等の受注実績	・東北地方における発注者支援業務等の受注実績、当協会とのJV受注実績
事業譲渡	13	譲受希望の事業範囲・時期	・譲受希望の業務が事業譲渡の方針に照らして妥当か (譲渡する業務は地域区分毎に一体として譲渡)
	14	譲渡の対価に関する考え方	・譲渡の対価に対する譲受人としての論理構成が妥当か
経営指標	15	財務基盤の強化方針	・純資産の状況と今後の財務基盤の強化方針の妥当性
	16	経営状況・今後の経営見通し	・直近決算における収支状況(営業利益率)及び平成24年度の収支見込(営業利益)
	17	金融期間との取引状況	・譲渡後の融資見込(必要資金の調達力)及び借入限度額
その他	18	その他必要事項	・その他事業譲渡において必要な事項の提案の有無

# 6. 東北地域づくり協会の事業譲渡の結果(3/3)

## (3) 譲渡業務

事業譲渡における契約上の手続きとして、受発注者間で取り交わしている契約書※に基づき、譲渡する業務、譲渡後の業務履行体制などを付した「権利義務譲渡申請書」を各発注者あて申請し、発注者は公サ法の趣旨に鑑み、公共サービスの質の維持向上を満足するため、検討チームからの指摘を踏まえ、とりまとめられた通知に基づき譲渡後の履行体制等が従前と同程度であるかとの観点から、内容を審査し、問題がないと認めた場合において、それを承諾することになる。

建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の継承を認める場合の考え方より抜粋(平成23年3月30日)

契約上の地位の移転については、譲渡等の対象となる業務の品質を確保するための以下の要件が満たされる場合には、認めることとする。

①原則として、譲受会社が譲渡等の対象となる業務について入札が行われた際の競争参加資格要件を具備していること(ただし、譲受会社が関係発注機関の有資格者名簿に登録されていることまで求められるものではない。)

②当該業務の実施に当たり、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されること

※「建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制」とは、譲受会社が当該業務を実施する際の管理技術者等の資格、実績、その他の業務の履行体制が、建設弘済会等におけるものと同程度であることを言う。

※土木設計業務等委託契約書(H7.6.30制定 建設省厚契発第26号)  
(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

左記の手続きを経て、平成23年度(複数年契約業務)から平成24年度において、東北地域づくり協会が受注した発注者支援業務等の一部(29件、総契約額約24.7億円)は、譲受人として選定された既存民間会社4社に事業譲渡が行われた。

### ◆旧(社)東北建設協会の事業譲渡結果



## 7. 事業譲渡に伴う今後の方向性

- (1) 平成26年度以降、権利義務譲渡を認める場合の考え方などを実施要項に記載し、適切な手続きを経て事業譲渡が行われることを発注者が確認し、権利義務譲渡を承認する。その際、あらかじめ「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第10条及び第15条に基づく暴力団排除の手続きを実施する。
- (2) 今年度以降は、旧建設弘済会等が実施する事業譲渡に伴い、契約の手続きが極めて多くなることが見込まれることから、効率的に事業譲渡や必要な手続きを進めるため、それらの結果を翌年度の入札結果報告と併せて監理委員会に報告する。  
 なお、平成25年度以前に契約した事業のうち、事業譲渡されたものについても上記と同様に対応する。
- (3) 国土交通省は、事業譲渡の結果、透明性、公平性、競争性等の観点から疑義案件が生じた場合には、速やかに監理委員会に対して経緯及び対応方針を報告する。

【参考】契約相手別の受注割合状況の推移

		弘済会等	弘済会等+民間JV	その他	計
発注者支援業務	H24	32% (209件)	13% (85件)	55% (363件)	657件
	H23	37% (352件)	12% (117件)	51% (484件)	953件
公物管理補助業務	H24	63% (152件)	7% (17件)	30% (74件)	243件
	H23	68% (286件)	5% (23件)	27% (111件)	420件
用地補償総合技術業務	H24	61% (25件)	0% (0件)	39% (16件)	41件
	H23	73% (35件)	0% (0件)	27% (13件)	48件
合計	H24	41% (386件)	11% (102件)	48% (453件)	941件
	H23	47% (673件)	10% (140件)	43% (608件)	1,421件